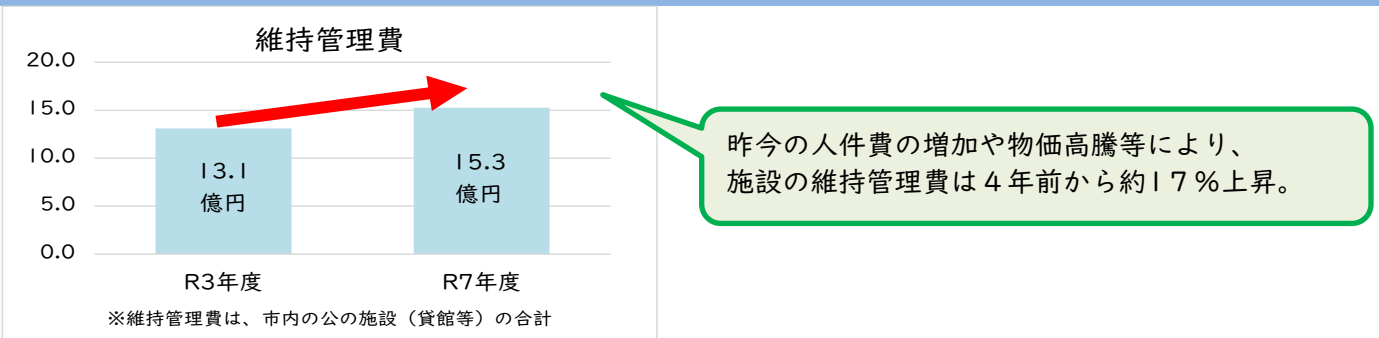


茨木市市民総合センター使用料の改定のお知らせ

茨木市市民総合センターの使用料について、「利用と負担の公平性の確保」を図るため、統一的な算定基準に基づき、定期的な算定の見直しを行いました。前回の改定以来4年が経過していることから、現状の維持管理費を基に算定した料金に改定するものです。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

1.施設の維持管理費について



2.使用料算定の考え方について

施設の維持管理の経費は、市民のみなさんの税金と利用する方が支払われる使用料とで、まかなっています。施設を利用する方と利用しない方との「利用と負担の公平性」を確保するため、利用する方に施設の維持管理費の一部を負担していただくものです。

会議室やホール等、一番利用が多い区分については、利用者の負担割合を半分の50%としています。また、改定後の料金は、急激な負担の増減を緩和するため、現行料金（改定前の利用料金）の0.8倍から1.2倍の範囲内になるように設定しています。

【維持管理費 = 使用料 + 税金】



3. 改定後の新料金について

《ホール(区分貸し)》 改定後の料金は、令和9年4月1日以降の申請分から適用となります。

利用区分 ホール名称			午 前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
			9:00から 12:00まで	13:00から 17:00まで	18:00から 22:00まで	9:00から 17:00まで	13:00から 22:00まで	9:00から 22:00まで
センターホール	平日	改定前	22,450	29,790	29,790	52,240	59,580	82,030
	平日	改定後	26,770	35,820	35,820	62,590	71,640	98,410
	土日休日	改定前	24,950	33,100	33,100	58,050	66,200	91,150
	土日休日	改定後	29,750	39,800	39,800	69,550	79,600	109,350
多目的ホール		改定前	9,000	12,050	12,050	21,050	24,100	33,100
		改定後	10,800	14,450	14,450	25,250	28,900	39,700

《会議室等(時間貸し)》 改定後の料金は、令和9年4月1日以降の申請分から適用となります。

一部の部屋は1時間あたり10円値上げとなります(部屋により異なります)。詳細は別途ご確認ください。

※区分貸し・時間貸しともに、令和9年4月1日以降に利用日等を変更した場合も、現行料金(改定前の利用料金)となります。